

法務大臣 長勢 甚遠 殿

東京都中央区日本橋中洲 5-1-703

全国交通事故遺族の会

会長 井手 渉

電話 03-3664-1065

ひき逃げ行為に厳罰を求めます

全国交通事故遺族の会は、交通事故の遺族だけで構成されている、全国的な自助団体です。宗教や特定の団体とは無縁であり、また企業などから一切の支援を受けることなく、遺族どうしの心の支え合いと、交通事故撲滅のための活動を行っています。

当会では、ひき逃げ根絶を事業の最優先課題とし、昨年夏以降、街頭署名活動を中心に運動してまいりました。本年5月29日には、当時の杉浦正健法務大臣にこの運動の主旨を説明するとともに、賛同者65000名分の署名簿を提出いたしました。今回は新しく就任された長勢法務大臣に、改めて私たちの意見をお聞きいただきたいのと、その後も継続している署名活動で得た賛同者署名簿を持参するものです。

このところの急激な「ひき逃げ」の激増ぶりは、単に運転者のモラルの低下だけに帰することは出来ません。危険運転致死傷罪の制定により、飲酒運転を含む悪質運転者が、同法の適用を逃れようとする意志の下で現場を離脱しているからです。この5年間という短期間において、2倍以上にも増えたひき逃げを、これ以上放置すれば被害者や遺族が野に満ちることになります。

一方、ひき逃げの検挙率はたったの25%程度であり、時効の短さも手伝って、これ以上の改善はあまり期待出来ません。まんまと処罰を逃れた加害者が、毎年15000人も累積していくことになり、このまま進めば、世の中は逃亡犯だらけになりかねません。裁判員制度がスタートしようとする矢先、裁判員の資質を高めるためにも、犯罪者の検挙率を高めていただきたいと考えます。

ひき逃げとは、被害者が冷たいアスファルトの上に着てられることであり、それによって被害者の怪我が必要以上に悪化したり、最悪の場合、路上に命を散らされることになります。

犯罪被害者の人権回復が叫ばれている現在、ひき逃げほど被害者の人権が無視される犯罪はありません。

現在、政党や警察庁において、ひき逃げ厳罰化法案が練られていますが、道路交通法の範囲で厳正な処罰といっても、おのずと限界があります。私たちが追い求めるひき逃げ厳罰化の理想像は、一旦逃げた後に逮捕されたり、出頭した方が罪が軽くなる、いわゆる「逃げ得」を解消することです。そのためには、刑法の中に「ひき逃げ罪」を新設するか、「危険運転（等）致死傷罪」と改正して、運転以前のモラルの喪失者（無免許・無保険・暴走行為など）、および事故直後の卑劣行為（ひき逃げ・積極的証拠の隠滅）をも同法の適用範囲に加えるなどが考えられます。

法務大臣は英断をもってひき逃げ根絶のため、刑法の見直しに指導力を発揮くださいますよう、そして国家百年の計である交通事故撲滅のため、法務行政の面でご尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

以上